



日鉄跡地に係る土壤汚染対策法第14条に基づく指定の申請書の受理について

令和7年3月28日（金）、日本製鉄（株）から提出された同社瀬戸内製鉄所呉地区に係る土壤汚染対策法第14条※に基づく区域指定の申請書を受理しました。

今後は、土壤汚染対策法に基づき、申請内容の審査を行います。

また、審査後は、該当区域の指定について告示するとともに、呉市ホームページでも公表します。

※ 土壤汚染対策法第14条（指定の申請）とは、土地の所有者等が自主的に土壤汚染状況調査を実施し、環境省令の基準に適合しないと思料するときは、区域指定の申請を行うことができる、というものです。

これにより、有害物質の摂取経路があるため、健康被害が生じるおそれがあり、汚染の除去等が必要な場合は「要措置区域」に、有害物質の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがない場合は「形質変更時要届出区域」に指定されます。